

日吉本町地域ケアプラザ指定管理者公募に関する質問への回答

Q 1 応募資格は、社会福祉法人と有りますが、NPOは駄目ですか？

A 1 応募資格については、公募要項の「5 公募及び選定に関する事項の（5）応募条件等について」にありますとおり、社会福祉法人に限定してはいません。以下、要項を再掲します。

ア 応募者の資格

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項又は第58条第1項の指定を受けることができる者と認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条）

※本件施設については、「居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の指定を受けることができると認められるもの」となります。

イ 欠格事項

次に該当する法人は、応募者になることができません。

（ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること

（イ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

（ウ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

（エ）地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

（オ）選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

（カ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること※

※本項目について、横浜市が神奈川県警本部に対し調査・照会を行うことができるよう、「申請団体役員名簿（様式5）」を提出してください。

（キ）2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

以上